

令和５年度人事行政の運営等の状況

第１編 概要

１ 職員の任免及び職員数に関する状況

（１）新規採用の状況（令和５年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
一般事務	７人	13人	20人
保育士	0人	0人	0人
保健師	0人	5人	5人
土木	0人	0人	0人
教育公務員	1人	1人	2人

（２）再任用職員の状況（令和５年度）

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて任期を定めて（１年）採用される職員であり、地方公務員法第２８条の４の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第２８条の５の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

区 分	フルタイム	短時間	合 計
人数	10人	15人	25人

（３）職位別任用状況

課長補佐以上の職の令和６年３月３１日現在の職員数及び令和５年度の昇格者数は、次のとおりです。

標準的な職名	統括監	課長	課長補佐	合 計
職員数	８人	33人	44人	85人
うち昇格者数	１人	３人	６人	10人

（４）職員の退職の状況（令和５年度）

区 分	定年退職	自己都合等	合 計
人数	0人	14人	14人

（５）一般行政職の級別職員数等の状況（令和６年４月１日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
７級	統括監の職務又はこれに相当する職	10人	5.4%
６級	課長の職務又はこれに相当する職務	25人	13.4%
５級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	31人	16.7%
４級	係長の職務又はこれに相当する職務	27人	14.5%
３級	主任の職務又はこれに相当する職務	35人	18.8%
２級	主事の職務又はこれに相当する職務	24人	12.9%
１級	主事補の職務又はこれに相当する職務	34人	18.3%

(6) 部門別職員数の状況 (各年度 4 月 1 日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数
			令和5年	令和6年	
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0
		総 務	7 1	7 4	3
		税 務	2 3	2 3	0
		民 生	7 1	7 2	1
		衛 生	2 9	3 0	1
		労 働	—	—	—
		農 水	7	6	△ 1
		商 工	7	8	1
		土 木	1 7	2 0	3
	計	2 2 9	2 3 7	8	
	教育部門		3 7	3 5	△ 2
	消防部門		0	0	0
	小 計		2 6 6	2 7 2	6
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		9	8	△ 1
	下水道		1	2	1
	その他		1 5	1 2	△ 3
	小 計		2 5	2 2	△ 3
合 計			2 9 1	2 9 4	3

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(短時間再任用は除く)

(7) 職員数の状況 (各年度 4 月 1 日現在)

年 度 部 門	H 31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一般行政	204	205	218	216	229	237
教育	35	37	37	37	37	35
消防	59	59	59	59	0	0
普通会計計	298	301	314	312	266	272
公営企業等会計	27	27	25	22	25	22
総合計	325	328	339	334	291	294

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価である「能力評価」と職務を遂行するにあたり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である「業績評価」により行っており、人事異動や昇格に活用しています。

3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

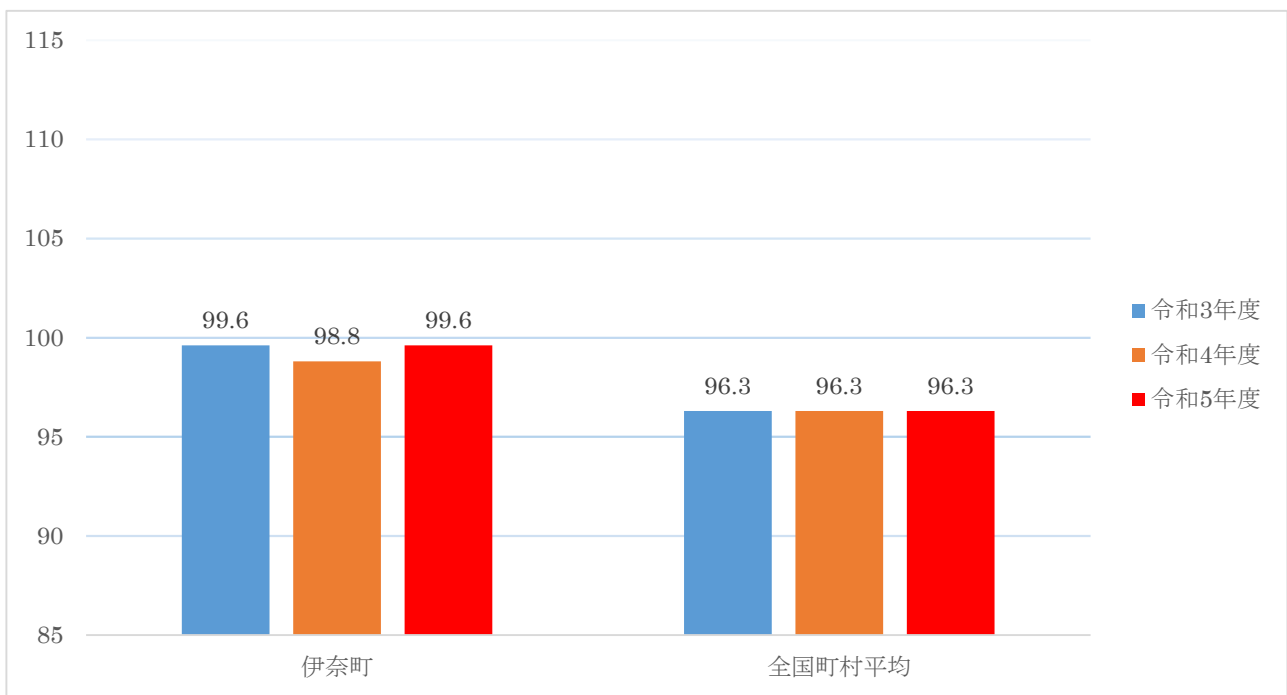
区分	住民基本台帳人口 (5年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B / A)
5年度	人 45,042	千円 14,670,376	千円 613,550	千円 2,522,963	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり の給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
5年度	人 272	千円 896,189	千円 239,246	千円 381,401	千円 1,516,836	千円 5,577

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.0 歳	302,500円	387,700円
技能労務職	48.3 歳	297,300円	332,900円

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		月額
一般行政職	大学卒	202,400円
	高校卒	176,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	279,600円	368,900円
	高校卒	247,800円	323,200円

3 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

区分	6月	12月	計
期末手当	1.225月 (0.6875月)	1.225月 (0.6875月)	2.45月 (1.375月)
勤勉手当	1.025月 (0.4875月)	1.025月 (0.4875月)	2.05月 (0.975月)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
20年	19.6695月分	24.586875月分
25年	28.0395月分	33.27075月分
35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象地域	町内全域
支給率	6%
支給対象職員数	302人

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
犬猫等死体処理手当	環境対策課職員	犬、猫等の死体の処理に従事した者	1件300円
行旅死病人取扱手当	社会福祉課職員	行旅病人の救護処理に従事した者	1件300円
	社会福祉課職員	行旅死亡人、変死人の処理に従事した者	1件1,000円
保育士手当	保育士	保育所の保育業務に従事する保育士	月額1,000円
保健師手当	保健師	法定予防接種、療養指導、家庭訪問指導の業務に従事する保健師	月額1,000円
防疫作業手当	右の支給対象業務に従事した者	法定感染症患者の救護、移送、消毒 獣畜の伝染性疾患に対する防疫作業	日額500円

(5) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 (満16歳～22歳の子1人につき5,000円加算)
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (家賃の額に応じて28,000円を限度に支給)
通勤手当	交通機関(電車等)利用者 運賃相当額(1月当たり55,000円を限度) 交通用具(自動車等)利用者(片道2km以上) 通勤距離に応じた額(2,000円～31,600円)
管理職手当	管理職の職責に応じて35,000～65,000円を定額支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した職員に支給
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給
夜間勤務手当	午後10時から午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給

4 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	給与月額等	期末手当
町長	770,000円	4.5月
副町長	646,000円	4.5月
教育長	606,000円	4.5月
議長	322,000円	4.5月
副議長	257,000円	4.5月
議員	229,000円	4.5月

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分(国と同じ)と定められており、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までとなっています。そのうち、午後0時から午後1時までが休憩時間となっています。

なお、部署によっては、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの職員の年次有給休暇の年平均取得日数は11.7日となっています。

(3) 育児休業等の取得状況

区 分	男	女
育児休業	3人 (うち新規3人)	12人 (うち新規8人)
部分休業	1人 (うち新規1人)	14人 (うち新規3人)
育児短時間	0人	0人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況

令和5年度に分限処分を受けた職員は5名(休職)で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

(2) 懲戒処分状況

令和5年度において、懲戒処分を受けた職員は0人でした。

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限を課しています。

(2) 営利企業等従事の許可状況

令和5年度における許可件数は11件です。

7 職員の退職管理状況

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関する規則を制定し、職員の退職管理についての適正を確保するための所要の措置を講じています。

営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をする(しない)ように要求又は依頼することを禁止しています。また、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出なければならないとしています。

8 職員の研修状況

令和5年度における研修の状況については下記のとおりです。

実施機関	のべ人数
伊奈町	796人
彩の国さいたま人づくり広域連合	109人
市町村アカデミー	2人
全国建設研修センター	1人
北足立北部共同研修会	25人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉縣市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員及びその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担率は法定されており、令和5年度は313,406千円の負担金を支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和5年度に認定された公務災害は1件です。

第2編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度は、不利益処分に関する審査請求はありませんでした。